

**目標**

勤務時間外の在校等時間の上限を「茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」で規定された「原則 **月 45 時間以内、年 360 時間以内**」とする。

○ **【勤務時間調査から見てきた教員の働き方の現状】**（令和 2 年 10 月調査より）

- ・勤務時間外の 1 か月の在校等時間が 45 時間を超える教員の割合  
【高校】 **38.6%** 【特別支援】 **9.0%**
- ・勤務時間外の 1 か月の在校等時間が 80 時間を超える教員の割合  
【高校】 **5.5%** 【特別支援】 **0.0%**

○ **【働き方改革に対する意識調査】**

- ・時間外業務を減らしたいと思いませんか。  
思う（かなり・ある程度）…**92.5%**
- ・時間外勤務が生じる主な要因  
①授業準備（**60.8%**） ②校務分掌業務（**43.5%**） ③部活動指導（**35.2%**）

○ **【モデル校での実践検証】**

県立学校 6 校をモデル校として、実践検証を行った結果、超過勤務削減の成果が得られた。

超過在校等時間	(R1.10月 ⇒ R3.2月)
【高 校】	63 時間 37 分 ⇒ <b>27 時間 47 分</b>
【特別支援】	35 時間 27 分 ⇒ <b>21 時間 05 分</b>

超過在校等時間 45 時間/月を超える割合	(R1.10月 ⇒ R3.2月)
【高 校】	71.8% ⇒ <b>12.2%</b>
【特別支援】	30.6% ⇒ <b>0%</b>

モデル校で実践した取組を中心にして、今後取組むべき項目を作成し、県内全校で実施。

○ **【今後の取組の方向性】**

**重点項目**

- (1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革
- (2) 部活動指導の負担軽減
- (3) 学校運営体制と業務の改善

○ **【目標達成のために各校で取り組むこと】**

(1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革

① **時差出勤制度の導入**

職員朝会や、朝の SHR など、朝の業務を工夫した上で、早出遅出の時差出勤を導入。遅出を活用することで、放課後の部活動指導を勤務時間内に実施。

② **完全退勤時間の設定**

各校で午後 7 時前後に設定、超える場合には管理職の許可を得る。

③ **定時退勤日の設定**

各校で週 1 日以上、月 6 日程度を設定。

(2) 部活動指導の負担軽減

④ **「部活動の運営方針」の遵守**

休養日…中学校：週当たり 2 日以上、高等学校：週当たり 1 日以上  
活動時間…中学校：平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度、高等学校：平日 2 時間程度、休業日 4 時間程度

⑤ **部活動数の精選**

「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）」（令和 3 年 3 月 10 日）に従い、部活動数を精選。原則、教員数の半分以上とする。

⑥ **複数顧問の配置による負担の平準化**

複数顧問を配置して、土日の部活動指導を分担。

(3) 学校運営体制と業務の改善

⑦ **教材の共有化の推進**

クラウドや校内ネットワークを活用。

⑧ **行事の精選と業務の効率化**

連絡だけの会議は廃止してデータの共有に変更、ペーパーレス推進、ネットバンキング活用、留守電設置。